

## 随意契約結果表

所 属	企業局電気課
契約日	令和元年6月14日
契約業者名	日立造船株式会社
品 名	固体高分子型水電解大型スタック評価設備機器
契約金額 (税込み)	304,560,000円
随意契約理由	<p>今回購入を予定している設備は、1.5MW級の固体高分子型水電解大型スタック評価設備であるが、当該設備を導入するに当たっては、その性能と耐久性を実証するため、先行して25kW級大面積開発実証機を用いて実証試験を行っており、その実証結果を基に設計、製作を行い、開発を進める必要がある。</p> <p>25kW級導入時に、固体高分子型水電解装置に係る水素製造技術を有し、かつ、国内に営業拠点を有していた企業は、日立造船(株)を含む3社のみであったことから、その3社に対し見積徴取を行ったが、日立造船(株)以外の2社は見積を辞退し、日立造船と(株)と随意契約に至った経緯がある。25kW級大面積開発実証機の設計、製造は日立造船(株)であることから地方公営業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、当該企業との随意契約とする。</p>
随意契約の根拠 法令	地方公営業法施行令第21条の14第1項第2号